

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日
2018年7月31日

(社)日本フランチャイズチェーン協会 正会員
株式会社オートバックスセブン

目 次

項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	3		
オートバックスへの加盟を希望される方へ	4		
第Ⅰ部 株式会社オートバックスセブンとオートバックス システムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている 事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・ 従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属 団体・沿革等	5~8	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	9		
4. 役員一覧	10	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	11~13	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を 開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約 に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約 に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約 に係る加盟者の店舗数	14	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	14	" 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	15		
2. 売上・収益予測についての説明	15		2-(2)- 4.2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	15	法11条1号, 規則11条1号イ~ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	16	規則第10条13号	3-4-②
5. オープンアカウント等の与信利率	16	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤

項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、 ⑥売買代金の決済方法、⑦返品、 ⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	16, 17	法 11 条 2 号, 規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-イ-(3)
7. 経営の指導に関する事項	17, 18	法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ〜ハ	2-(2)-7②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	18, 19	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件および手続き ③契約解除の条件および手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	20, 21	法 11 条 5 号, 規則 11 条 5 号イ〜ニ	2-(2)-7⑦
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②その他徴収する金銭があれば記入	22	規則 10 条 12 号, 11 条 7 号イ〜ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	22	” 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	22	” 第 10 条第 9 号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	22	” 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	22, 23	” 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23	” 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23	” 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	23		2-(2)-7⑥
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	24, 25		

フランチャイズ契約のご案内

株式会社オートバックスセブン

〒 135-8717

住所 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号

担当部門 オートバックス事業企画部

TEL (03) 6219-8722

FAX (03) 6219-8705

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの方々の資料を読み、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号

TEL (03) 5777-8701

この案内は、2018年7月31日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

オートバックスへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「オートバックス」の名のもとに自動車用品販売のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、自動車用品小売業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、オートバックスチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からオートバックスとは異なる独自の経営手法を重視され、オートバックスのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、オートバックスへの加盟をお勧めできません。

当社のオートバックスチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品開発等のシステム整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがオートバックス店舗の経営成功の鍵なのです。

オートバックス店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

第 I 部 株式会社オートバックスセブンとオートバックスシステムについて

1. わが社の経営理念

オートバックスは、常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造することを使命とします。

2. 本部の概要

2018年3月31日現在

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社名 | 株式会社オートバックスセブン
AUTOBACS SEVEN CO., LTD. |
| (2) 所在地 | 〒 135-8717
住所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
TEL (03) 6219-8700
FAX (03) 6219-8701
URL https://www.autobacs.co.jp |
| (3) 資本金 | 339億98百万円 |
| (4) 設立 | 1948年8月12日 |
| (5) 事業内容 | オートバックスグループ店舗のフランチャイズ本部として、カー用品の卸売及び小売、車検・整備、車買取・販売等 |
| (6) 事業の開始 | 1974年11月 |
| (7) 大株主 | <ul style="list-style-type: none">・ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リシルチェスター インターナショナル インベスターズ・インターナショナル バリュース エクイティーズ トラスト・株式会社スミノホールディングス・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)・公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)・ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リユーエス タックス エグゼンプテッド ペンション ファンズ・株式会社Kホールディングス・ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口 820079252)・フォアマン協栄株式会社 |
| (8) 主要取引銀行 | 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行 |
| (9) 従業員数 | 1,035名 |
| (10) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 | 次項以降に記載する。 |

(連結子会社)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容
(株)オートバックス京葉	千葉県 市川市	100百万円	カー用品小売
(株)夢翔	栃木県 宇都宮市	100百万円	カー用品小売
(株)武蔵野オートバックス	東京都 三鷹市	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス山梨	山梨県 甲府市	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス愛知	名古屋市 港区	95百万円	カー用品小売
(株)北摂オートバックス	大阪府 高槻市	96百万円	カー用品小売
(株)オートバックスサンエース	大阪府 四條畷市	100百万円	カー用品小売
(株)広島オートバックス	広島市 南区	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス南海	徳島県 徳島市	80百万円	カー用品小売
(株)オートバックス愛媛	愛媛県 西条市	100百万円	カー用品小売
(株)オートバックス長崎	長崎県 佐世保市	70百万円	カー用品小売
(株)オートバックス福岡	福岡県 大野城市	100百万円	カー用品小売
オートバックスフランスS. A. S.	フランス ピエールレー	35,300千EURO	カー用品小売
澳徳バックス（中国）汽車用品商業有限公司	中国 北京	94,837千RMB	カー用品卸売
サイアムオートバックスCO., LTD.	タイ バンコク	169,900千THB	カー用品小売
オートバックスベンチャーシンガポール PTE. LTD.	シンガポール シンガポール	6,400千S\$	カー用品小売
AUTOBACS CAR SERVICE MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール	9,680千MYR	カー用品小売
(株)オートバックス・マネジメントサービス	東京都 江東区	90百万円	事務代行
(株)オートバックスフィナンシャルサービス	東京都 江東区	15百万円	損害保険代理業
(株)車検・鍍金デポ	千葉県 浦安市	100百万円	板金事業
バルスター(株)	横浜市 瀬谷区	200百万円	カー用品卸売
コアーズインターナショナル(株)	堺市 堺区	95百万円	カー用品卸売
(株)モトーレン栃木	栃木県 宇都宮市	50百万円	輸入車ディーラー
(株)アウトブラッツ	東京都 豊島区	100百万円	輸入車ディーラー

上記のほか、8社の連結子会社があります。(計32社)

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容
(株)北日本オートボックス	札幌市 豊平区	100百万円	カー用品小売
北映商事(株)	岩手県 盛岡市	50百万円	カー用品小売
(株)ピューマ	富山県 射水市	33百万円	カー用品小売
(株)ブルー・オーシャン	埼玉県 熊谷市	50百万円	カー用品小売
(株)バッファロー	埼玉県 川口市	555百万円	カー用品小売
(株)ファナス	東京都 港区	100百万円	カー用品小売
(株)トータルエース	堺市 南区	95百万円	カー用品小売
(株)アイエーオートボックス	横浜市 戸塚区	98百万円	カー用品小売
(株)A B システムソリューション	東京都 江東区	95百万円	情報サービス業
(株)エイチ・エス・シー企画	福岡県 大野城市	10百万円	カー用品卸売
Pango Japan(株)	東京都 千代田区	39百万円	—
PT. AUTOBACS INDOMOBIL INDONESIA	インドネシア タンゲラン	59,604百万IDR	カー用品卸売・小売
Kit Loong Tayaria Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール	2,250千万MYR	カー用品卸売・小売

(11) 所属団体

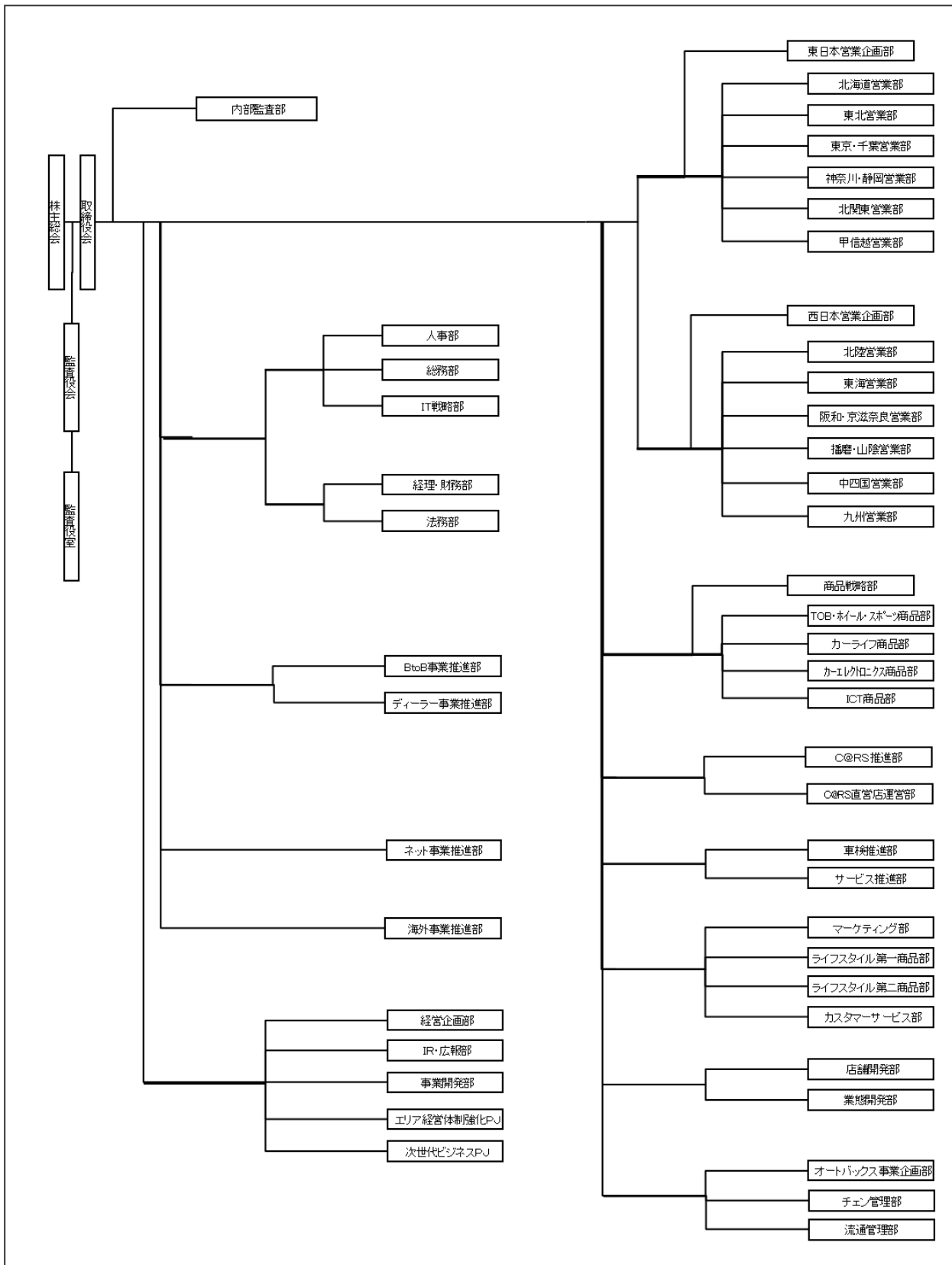
日本フランチャイズチェーン協会 (JFA)	タイヤ公正取引協議会
日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会(NAPAC)	日本ロジスティクスシステム協会
自動車用品小売業協会(APARA)	日本交通安全教育普及協会
全国自動車用品工業会(JAAMA)	東京株式懇話会
電気自動車普及協議会 (APEV)	日本IR協議会
JAPAN LIGHT ALLOY WHEEL ASSOCIATION(JAWA)	
オートスポーツ・アント・スペシヤル・イクイップメント・アソシエーション(ASEA)	
日本自動車マフラー協会(JASMA)	
自動車公正取引協議会	
警視庁管内特殊暴力防止対策連合会	

(12) 沿革

1947年 2月	創業者住野利男(故人)が中心となって大阪市福島区において自動車部品の卸売を目的として個人経営の末広商會を創業。
1948年 8月	末広商會を株式会社に改組し、大阪市北区に株式会社富士商會設立。自動車部品の卸売を開始。
1958年 1月	卸売部門を独立し、大豊産業株式会社(旧)を設立。
12月	ドライブショップ部門開発。
1974年 11月	カー用品総合専門店の直営第1号店としてオートボックス東大阪店を開店。
1975年 4月	フランチャイズチェーン加盟店の第1号店としてオートボックス函館中道店を開店。
1978年 2月	株式会社富士商會を株式会社オートボックスセブン(旧)に商号変更。
1979年 3月	当社が大豊産業株式会社(旧)と株式会社オートボックス・東大阪を吸収合併し、大豊産業株式会社(新)に商号変更。
1980年 3月	株式会社オートボックスセブン(新)に商号変更。
1981年 4月	東日本地域の直営第1号店としてオートボックス越谷店を開店。
1984年 6月	大阪府吹田市に本店を移転。
1989年 3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
1993年 6月	大阪府豊中市に本店を移転。
8月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
9月	大阪証券取引所、東京証券取引所の市場第一部に指定。
1995年 3月	ロンドン証券取引所に株式を上場。
1997年 3月	大商圏を対象とした大型店の第1号店として、千葉市にスーパーオートボックス千葉長沼店を開店。
1998年 10月	株式会社オートハローズ(現:株式会社オートボックス北海道)と資本・業務提携。
1999年 8月	仏ルノー社と提携し、合弁会社オートボックスセブンヨーロッパS. A. S.(現:オートボックスフランスS. A. S.)を設立。
2001年 1月	インターネットショッピング専用のWEBサイト「autobacs.com」を開設。
6月	東京都港区に本店を移転。
2002年 10月	株式会社オートハローズ(現:株式会社オートボックス北海道)を株式交換により完全子会社化。
2004年 10月	東京都江東区に本店を移転。
2007年 3月	ロンドン証券取引所の上場廃止。
5月	オートボックスストラウスINC.による、米国カー用品店「STRAUSS Discount AUTO」89店舗の譲受。
2009年 6月	子会社であるオートボックスU. S. A., INC.が保有していたオートボックスストラウスINC.の株式を売却。
2012年 2月	豊洲本社においてISO14001認証取得。(2017年に認証取得の継続を取り止め)
2016年 3月	車の買取に特化したオートボックス車買取専門店第1号店を東京都世田谷区に出店。
2017年 2月	主に整備士人材の確保、供給、定着を目的とした株式会社チェングロウスの運営を開始。
3月	CCCマーケティング株式会社との合弁会社ABTマーケティング株式会社を設立。
2018年 3月	連結対象店161店舗(海外26店舗、国内135店舗)、オートボックスフランチャイズチェーン加盟店483店舗(海外15店舗、国内468店舗)と合計で644店舗となる。

3. 会社組織図

2018年4月1日現在



4. 役員一覧

2018年7月31日現在

代 表 取 締 役	小 林 喜 夫 巳
取 締 役	松 村 晃 行
取 締 役	平 田 功
取 締 役	熊 倉 栄 一
取 締 役	堀 井 勇 吾
取 締 役	小 田 村 初 男
取 締 役	高 山 与 志 子
取 締 役	三 宅 峰 三 郎
常 勤 監 査 役	住 野 耕 三
常 勤 監 査 役	掛 貝 幸 男
監 査 役	池 永 朝 昭
監 査 役	坂 倉 裕 司

注) 取締役のうち島崎憲明、小田村初男及び高山与志子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

監査役のうち掛貝幸男、池永朝昭及び坂倉裕司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

次項以降に記載する。

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

2018年3月31日現在

(1) 「オートバックス」店舗売上高推移

(百万円)

	FC	直営	計
2015年度	228,064	2,493	230,557
2016年度	224,704	2,545	227,249
2017年度	228,729	2,980	231,709

(2) 「オートバックス」店舗数推移

	FC	直営	計
2015年度	570	2	572
2016年度	562	6	578
2017年度	558	10	568

2017年度 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表の要旨
(2018年3月31日現在)

損益計算書の要旨
自 2017年4月1日
至 2018年3月31日

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	85,842	流動負債	31,593
現金及び預金	33,907	買掛金	18,363
売掛金	14,613	短期借入金	500
リース投資資産	9,981	リース債務	157
商品	5,698	未払金	3,051
前払費用	1,047	未払費用	1,688
繰越税金資産	1,717	未払法人税等	2,455
短期貸付金	8,190	預り金	4,915
未収入金	10,216	前受収益	332
その他	819	ポイント引当金	10
貸倒引当金	△347	その他	117
固定資産	80,857	固定負債	9,953
有形固定資産	33,708	長期借入金	1,100
建物	7,085	リース債務	1,189
構築物	816	預り保証金	6,530
機械及び装置	3,323	資産除去債務	1,113
車両運搬具	232	その他	19
工具、器具及び備品	720		
土地	21,421	負債合計	41,546
建設仮勘定	108	株主資本	123,255
無形固定資産	3,015	資本金	33,998
借地権	641	資本剰余金	34,278
ソフトウェア	2,364	資本準備金	34,278
その他	10	利益剰余金	57,703
投資その他の資産	44,133	利益準備金	1,296
投資有価証券	4,190	その他利益剰余金	56,406
関係会社株式	15,064	事業拡張積立金	665
長期貸付金	23	資産圧縮積立金	797
関係会社長期貸付金	9,567	特別償却準備金	77
長期前払費用	662	別途積立金	46,350
繰延税金資産	993	繰越利益剰余金	8,517
差入保証金	13,460	自己株式	△2,725
その他	1,437	評価・換算差額等	1,897
貸倒引当金	△1,266	その他有価証券評価差額金	1,897
		純資産合計	125,153
資産合計	166,700	負債・純資産合計	166,700

科 目	金 額
売上高	156,313
売上原価	124,010
売上総利益	32,302
販売費及び一般管理費	26,714
営業利益	5,588
営業外収益	2,333
営業外費用	2,371
経常利益	5,550
特別利益	1,477
特別損失	2,163
税引前当期純利益	4,864
法人税、住民税及び事業税	2,629
法人税等調整額	△694
当期純利益	2,929

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,261 百万円

2. 1株当たり当期純利益 35円49銭

2016年度 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表の要旨
(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	74,973	流動負債	20,765
現金及び預金	27,690	買掛金	11,190
受取手形	-	短期借入金	1,800
売掛金	10,192	リース債務	219
リース投資資産	11,603	未払金	2,837
商品	5,319	未払費用	1,028
前払費用	1,076	未払法人税等	96
繰延税金資産	1,253	預り金	2,729
短期貸付金	7,087	前受収益	812
未収入金	9,438	ポイント引当金	24
未収還付法人税等	500	事業再構築引当金	-
その他	1,175	その他	27
貸倒引当金	△364		
固定資産	82,674	固定負債	9,592
有形固定資産	33,856	長期借入金	-
建物	7,530	リース債務	1,333
構築物	945	預り保証金	7,061
機械及び装置	2,097	資産除去債務	1,150
車両運搬具	222	その他	46
工具、器具及び備品	708		
土地	21,226	負債合計	30,358
建設仮勘定	1,124	株主資本	125,279
無形固定資産	3,696	資本金	33,998
借地権	641	資本剰余金	34,278
ソフトウェア	3,045	資本準備金	34,278
その他	10	利益剰余金	59,726
投資その他の資産	45,121	利益準備金	1,296
投資有価証券	5,080	その他利益剰余金	58,430
関係会社株式	12,911	事業拡張積立金	665
長期貸付金	45	資産圧縮積立金	797
関係会社長期貸付金	10,822	特別償却準備金	103
長期前払費用	750	別途積立金	56,350
繰延税金資産	604	繰越利益剰余金	514
差入保証金	14,655	自己株式	△2,723
その他	281	評価・換算差額等	2,009
貸倒引当金	△29	その他有価証券評価差額金	2,009
		純資産合計	127,289
資産合計	157,648	負債・純資産合計	157,648

損益計算書の要旨
自 2016年4月1日
至 2017年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	153,054
売上原価	121,704
売上総利益	31,350
販売費及び一般管理費	26,186
営業利益	5,164
営業外収益	2,785
営業外費用	1,994
経常利益	5,955
特別利益	-
特別損失	3,202
税引前当期純利益	2,753
法人税、住民税及び事業税	859
法人税等調整額	△327
当期純利益	2,221

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,258 百万円
2. 1株当たり当期純利益 26円51銭

2015年度 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表の要旨
(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	82,513	流動負債	21,272
現金及び預金	33,572	買掛金	12,037
受取手形	-	短期借入金	850
売掛金	10,682	リース債務	261
リース投資資産	13,132	未払金	2,859
商品	6,533	未払費用	907
前払費用	1,068	未払法人税等	1,729
繰延税金資産	1,071	預り金	1,671
短期貸付金	7,170	前受収益	801
未収入金	8,203	ポイント引当金	39
その他	1,280	事業再構築引当金	73
貸倒引当金	△203	その他	40
固定資産	82,510	固定負債	11,465
有形固定資産	34,284	長期借入金	1,800
建物	7,991	リース債務	1,367
構築物	1,049	預り保証金	7,145
機械及び装置	583	資産除去債務	1,075
車両運搬具	118	その他	77
工具、器具及び備品	699	負債合計	32,737
土地	22,219	株主資本	130,813
建設仮勘定	1,622	資本金	33,998
無形固定資産	4,648	資本剰余金	34,278
借地権	641	資本準備金	34,278
ソフトウェア	3,994	利益剰余金	68,458
その他	13	利益準備金	1,296
投資その他の資産	43,576	その他利益剰余金	67,161
投資有価証券	4,103	事業拡張積立金	665
関係会社株式	10,797	資産圧縮積立金	797
長期貸付金	65	特別償却準備金	129
関係会社長期貸付金	11,266	別途積立金	56,350
長期前払費用	807	繰越利益剰余金	9,219
繰延税金資産	694	自己株式	△5,921
差入保証金	15,531	評価・換算差額等	1,472
その他	575	その他有価証券評価差額金	1,472
貸倒引当金	△265	純資産合計	132,286
資産合計	165,023	負債・純資産合計	165,023

損益計算書の要旨

自 2015年4月1日
至 2016年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	158,288
売上原価	125,717
売上総利益	32,570
販売費及び一般管理費	25,495
営業利益	7,074
営業外収益	2,786
営業外費用	2,295
経常利益	7,565
特別利益	363
特別損失	1,363
税引前当期純利益	6,565
法人税、住民税及び事業税	3,084
法人税等調整額	△492
当期純利益	3,973

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,233 百万円

2. 1株当たり当期純利益 46円88銭

7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2015 年度	10
2016 年度	3
2017 年度	1

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2015 年度	5
2016 年度	8
2017 年度	3

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2015 年度	83	0
2016 年度	81	2
2017 年度	80	3

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2013 年度	0	0
2014 年度	0	0
2015 年度	0	0
2016 年度	0	0
2017 年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

オートバックスフランチャイズチェーン契約書
(以下本書においてはFC契約と称します。)

2. 売上・収益予測についての説明

特にありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- (1) 加盟金 100万円
- (2) 加盟保証金 150万円

② 性質

- (1) 加盟金は、FC契約締結にあたって、本部が調査や開設相談指導、教育訓練準備等の対応に取り掛かった対価としてお支払いいただくものです。
- (2) 加盟保証金は、加盟店の本部に対する一切の債務の担保として本部が加盟店から預かるものです。なお、加盟保証金には利息は付しません。

③ お支払いの時期

いずれもFC契約締結日の2～3日前まで。

④ お支払いの方法

いずれも原則として現金を当社の指定口座に振込みとします。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

- (1) 加盟金はいかなる事情があろうとも返還されません。
- (2) 加盟保証金は、FC契約終了後加盟店の本部に対する債務の一切を期限の到来の有無に係らず控除したうえ、加盟店がオートバックス店舗のイメージを完全に撤去し、諸手続が完了したことを本部が確認した後、残額につき、加盟店からの請求後1ヶ月以内に返還します。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

実施しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

実施しておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

本部から加盟店に販売する商品は、カー用品全般にわたります。具体的な商品名等はFC契約締結後、データにて提示いたしますが、加盟店がデータに記載された商品以外の商品を販売しようとする時は、事前に本部の承認を受ける必要があります。

② 商品等の供給条件

特にありません。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

1週間に3回程度。

④ 仕入先の推奨制度

- (1) 原則として、本部又は本部から斡旋を受けた者から仕入れるものとします。
- (2) ただし、本部の承諾を得て購入する取扱商品のうち、在庫不足により本部または、本部が斡旋した業者が供給することができないものがある場合においては、本部と協議のうえ、その他の業者から仕入れることができます。

⑤ 発注方法

コンピュータシステム、FAX等、あらかじめ決められた方法により随時。

⑥ 売買代金の決済方法

売買代金については、毎月末日に締め切り、当社の請求に基づき、翌月末日までに加盟店は本部に対して、現金または銀行振込送金によって支払うものとします。

⑦ 返品

供給側に瑕疵がある場合は返品を受けます。

⑧ 在庫管理等

コンピュータシステムにより行います。

⑨ 販売方法

- ・本部の決定に従った、店舗運営、管理、サービス、差別化戦術、商品の品揃え及び広告宣伝を行います。
- ・オートボックスシステムの中に含まれない商品を製造・陳列し、あるいはお客様に対して、販売、提供してはなりません。
- ・小売業に専念し、お客様にのみ商品を販売し、物品、サービス等を提供します。
- ・お客様との取引にあたっては、現金または本部の承認するクレジットカード及び提携ローン販売によるものとし掛け売り、手形、その他の方法による信用取引は、本部の書面による承諾がない限り行ってはなりません。
- ・オートボックス店舗においてのみ商品を販売し、物品、サービス等を提供するものとし、インターネット販売その他の通信販売等、無店舗販売は行えないものとしします。

⑩ 商品の販売価格について

特に定めません。

⑪ 許認可を要する商品の販売について

本部の許認可に対するアドバイスにより行います。

7. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修等実施の有無

- ・加盟店は、FC 契約締結後開店に先立ち、店長、ピット長及び従業員に対し、本部の定めた教育訓練計画に従って研修を受講させ、加盟者（オーナー）自らも本部の定める研修を受講して、修了しなければなりません。なお、上記の受講に際しては、加盟店は本部の指定した人数と役職の従業員を、指定した期間、指定した場所に出席させなければならないものとしします。
- ・万一、加盟者、店長、ピット長または従業員が本部の設定する研修を履修しない場合、または本部の指定する人数の出席がなされなかった時は、店舗の開店はできないものとしします。

② 加盟に際し行われる研修の内容

本部の教育訓練計画によるオートバックスシステムに関する研修とします。

③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

- ・本部の指定する従業員、加盟店幹部及び加盟者は、本部による継続指導訓練を受けなければなりません。また、FC 契約期間中本部の定める定例及び臨時の各種会議、教育、研修はもちろん、随時開催される各種の勉強会、研修会等に参加しなければなりません。
- ・本部は、加盟店がオートバックスチェーン店としての店格を維持し質の高いオートバックスサービスをお客様に提供し、健全な店舗運営を行ってその発展に資するために、各種のマニュアル、資料等の貸し出しや提供をします。
- ・本部員が随時加盟店の現場や店舗に出張し、加盟者、店長及び従業員に店舗運営、経営管理、労務対策、商品構成、陳列方法、提供方法、サービス方法、競合調査方法につき監査、点検、質問、助言、指導、勧告し、教育訓練を施すことができます。
- ・本部員が加盟店の経営会議に参画し、本部の運営方針、店舗の経営状況等につき、加盟者、加盟店幹部及び店長と協力して経営上の問題点の改善、対策等を討議、勧告、指導することができます。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

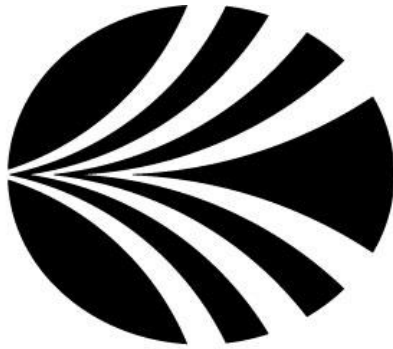
① 当該使用させる商標、商号その他の表示

FC 契約の締結によって、加盟者に使用していただく商標、サービス・マーク、ロゴの代表的なものは次項のとおりです。

② 当該表示の使用についての条件

- ・加盟店は、本部が指定する方法でのみ商標等を使用することができます。また、加盟店は商標等の有効性を維持しなければなりません。本部の文書による承認なくして、本部指定以外の方法で商標等の使用をしてはなりません。
- ・加盟店は、FC 契約期間中はもとより契約終了後も、本部の商標等に類似する商標等を使用することはできません。

登録番号：1929561号



AUTOBACS



AUTOBACS

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

FC 契約の有効期間は締結日から 5 年間です。

② 契約の更新の要件および手続

契約が満了する 6 ヶ月前までに両当事者のいずれか一方から、相手方に文書による更新拒絶の通知をしない限り、FC 契約は同一条件でさらに 3 年間継続更新されます。

③ 契約解除の条件および手続

・加盟店による契約の解除

本部が FC 契約に違反したときは、加盟店は本部に催告のうえ、同契約を解除することができます。本部が破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始処分または宣告を受け、または自らそれらの申立を行った場合には加盟店は催告することなく、FC 契約を解除することができるものとします。

・本部による契約の解除

(1) 本部は、加盟店につき、次の各号の一つでも発生した場合は、是正を催告のうえ、その是正がなされないときには、FC 契約を解除することができます。

- (a) 本契約または他の契約によって、本部または本部が紹介・斡旋した取引先に支払わなければならない金銭の支払いを怠ったとき。
- (b) 本部の書面による承諾なく、7 日間以上その営業を停止したとき。
- (c) 規約や運営規則に違反したとき。
- (d) オートバックステーションの基本理念に違背し、オートバックステーションの信用・名誉を傷つけたとき。
- (e) 経理を不明朗としたとき
- (f) 連帯保証人が欠けるも、これを補充しないとき
- (g) 開店前研修訓練を修了した者が欠けたまま営業を続けるとき
- (h) FC 契約中遵守すべき条項または実行すべき条件を怠ったとき

(2) 本部は、加盟店あるいは加盟店主につき、次の各号の一つでも発生した場合、催告することなく、FC 契約を解除することができます。

- (a) 手形・小切手を不渡りとしたとき、または支払停止となったとき
- (b) 他からの仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分を受け、破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の処分または宣告を受け、または自らそれらの申立を行ったとき
- (c) 本部の書面による承諾なくして、オートバックステーションの名称またはその組織を利用しあるいは守秘義務に違反して、FC 契約に定め

る事業以外の事業活動をし、または第三者の事業活動を助勢する行為をしたとき

- (d) 後見、保佐または補助開始決定の審判を受け、あるいは刑事上で逮捕、起訴がなされたとき
- (e) 本部の承諾なく、F C 契約上の加盟店の地位が譲渡されたとき、または加盟者が経営に携わらない等名義貸し的な経営がなされているとき
- (f) 開店前研修訓練及び開店後研修訓練を受講しないとき
- (g) 本部に対し、重大な虚偽の報告をしたとき
- (h) F C 契約中遵守すべき条項または実行すべき条件を怠り、その違反が重大であるとき

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ・加盟店は、FC 契約が終了した場合でも、終了日までは、店舗を FC 契約に従って運営しなければなりません。また加盟店は、加盟店の行為に起因するあらゆるクレームや損害の請求が、契約終了後に本部に対してなされぬよう、債務の弁済その他の処理を完了しなければなりません。万一、これらについて、本部が対応せざるを得なかった場合、加盟店は直ちに本部に対して弁償し、解決に要した費用についてもこれを負担して支払うものとします。
- ・理由の如何にかかわらず、本契約が終了した場合には、加盟店は直ちに本件店舗の営業を停止しなければなりません。この場合、加盟店は本件店舗の内外において商標等を表示するなどして「オートバックスシステム」を示した全ての看板、標識その他の表示物件並びにオートバックスシステムの特徴を示す著作物、音声、映像等を含む全ての物件の使用を直ちに中止し、これら一切のものを自己の費用で撤去・塗抹等し、外観的にも内部的にも、オートバックスチェーン店としての営業を終了したことを明示しなければなりません。
- ・加盟店が上記措置を怠った場合、加盟店は本部の損害を賠償するとともに、同措置の完了日までの遅延違約金として、年平均ロイヤリティ日額の 10 倍相当額の金額を本部に支払わなければなりません。なお、本部は、店舗に立入って加盟店が撤去・引渡義務を負う全ての物件について撤去・回収に応じるよう求めることができ、加盟店は、加盟店の費用でこれに応じるものとします。
- ・加盟店及び加盟店主は、本契約の終了後 1 年間は、経営者としてあるいは株主または従業員その他資格の如何を問わず、直接または間接であっても、オートバックス店舗と類似・競合する営業に従事せず、利害関係を持たないものとします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
 - ・ロイヤリティとして売上高の1%。
 - ・売上高とは営業から生じる現金、クレジット、ローン等を含む売上の総額をいいます。
- ② 金銭の性質

オートバックスチェーン加盟によってオートバックスシステムの使用許諾を受けている対価。
- ③ 支払い時期

毎月末日に締め切り、翌月27日まで。
- ④ 支払い方法

本部の指定する口座に振込み。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

原則として本部の定めによるものとします。

12. テリトリー権の有無

加盟店に対し、特定の地域について営業上の排他的ないし独占的権利を与えたり、固有の商圈といったものを認めたりするものではありません。許諾店舗所在地以外の場所についての各種チェーンの許諾権はすべて本部に留保されます。

13. 競業禁止義務の有無

加盟店は、FC契約の有効期間中は、本部の文書による承諾のない限り、オートバックス店舗に類似する営業をしてはなりません。加盟店及び加盟店主が実質支配・関与する会社についても同様とします。

14. 守秘義務の有無

- ・FC契約有効期間中及び終了後に、本部より提供されたオートバックスシステムに関する情報やノウハウの漏洩の禁止。
- ・本部が加盟店に貸与するチェーンバイブル、方針書、マニュアル、各種の指導

文書、資料及び映像、音声、コンピュータプログラム、契約書面や本部が提供した情報をもとに作成されたものについての漏洩の禁止。

- ・本部が加盟店に貸与したオートバックシステムに関する印刷物、マニュアル店舗運営上の映像、音源媒体等の漏洩の禁止。
- ・加盟店は、その従業員が退職する時は、支給または貸与していた制服、チェーンバイブルその他オートバックシステム店舗に従事するために、使用させていた全ての文書、書籍、資料、衣類等を本部へ返還もしくは廃棄しなければなりません。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ・オートバックシステムでは、チェーン店舗の統一性を維持するため、店舗運営、管理方法を統一して、イメージとサービスの均質化を図っています。
- ・加盟店は本部の指導に従って店舗を準備し、店舗内外のレイアウトを整えなければなりません。また、店舗建築の指導を受けるため、加盟店の負担において、本部の委嘱する建築士の派遣を受けることができます。その後の改装・改築の場合も同様です。
- ・店舗及び看板は個性あるデザインと、考案されたレイアウトによる建築構造物であり、意匠、色彩、標識、サービス・マーク等の独自性はもとより、その設備、什器、備品、陳列器具、展示方法、日常使用の店舗副資材に至るまで、本部の権限においてオートバックシステムの中に位置付けて開発したものであり、これらが総合されて特性を発揮するものですから、加盟店は本部の指示に従ってこれらを準備しなければならず、これら各種の特性を自ら変更追加等してはならないことはもちろん、第三者によっても変更、汚損等されないように常に注意を払わなければなりません。
- ・上記各種の要素は、将来の開発改良のため、今後も時宜に応じて本部により改善変更されることもあります。その際加盟店は、本部の統一方針に従い、加盟店の費用をもって変更していくものとします。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

特にありません。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

特にありません。

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認 年月日	確 認 印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	3			
オートバックスへの加盟を希望される方へ	4			
第Ⅰ部 株式会社オートバックスセブンとオートバックスシステムについて	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5~8			
3. 会社組織図	9			
4. 役員一覧	10			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	11~13			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	10			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	14			
8. 訴訟件数	14			
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	15			
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明	15			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、 ③お支払いいただく時期、④お支払いいただく方法、 ⑤当該金銭の返還の有無及び条件	15			
4. オープンアカウント等の送金	16			
5. オープンアカウント等の与信利率	16			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ②商品等の供給条件、③配送日・時間・回数に関する事項、 ④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、 ⑥売買代金の決済方法、⑦返品、 ⑧在庫管理等、⑨販売方法、⑩商品の販売価格について ⑪許認可を要する商品の販売について	16, 17			

7. 経営の指導に関する事項	17, 18			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	18, 19			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件および手続き ③契約解除の条件および手続き ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	20, 21			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①金銭の額又は算定方法 ②その他徴収する金銭があれば記入	22			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	22			
12. テリトリ権の有無	22			
13. 競業禁止義務の有無	22			
14. 守秘義務の有無	22, 23			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	23			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明確認書	24, 25			

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
 加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
 説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印

